

公共用物等の使用届出書

令和 年 月 日

(宛 先) 小 牧 市 長

住 所
氏 名(建築主)
(名 称 及 び
代 表 者 氏 名)
電 話

下記のとおり公共用物等を使用しますので届けます。

記

公共用物等の種類	区画道 号 水路 その他 ()
目 的	生活汚水の放流 (浄化槽排水)
場 所	小牧 土地区画整理 街区 画地
数 量	
建築物等の種類	住居 事務所 工場 倉庫 その他 ()
使用開始予定日	令和 年 月 日
添 付 図 書	1 付近見取図 2 平面図(配置図) 3 仮換地(ブロック)図 4 横断面図 5 関係区長への報告書 誓約書

備考

- 1 平面図は、建物から排水先までの公共用物等の関係を明示できるよう記載すること。
- 2 横断面図は、排水先の公共用物等が明示できるよう記載すること。
- 3 提出部数は、2部とする。

関係区長への報告経過書

生活汚水の放流について、下記のとおり説明しましたので報告します。

記	
説 明 年 月 日	令和 年 月 日
関 係 区 長 名	区長
説 明 者	住 所
	氏 名(署名または記名押印)
関 係 区 長 か ら の 要 望 事 項 等	

誓 約 書

令和 年 月 日

(宛 先) 小 牧 市 長

住 所

氏 名

〔 名称及び
代表者氏名 〕

(署名または記名押印)

このたび住宅等の建設にあたり、小牧市所管の公共用物等へ放流しますが、これがため隣地はもとより下流域に紛争問題が生じたときは、私の責任において解決をなし、絶対にご迷惑をおかけしないことを誓約します。

なお、公共下水道が整備された折には、ただちにこの施設に接続する旨あわせて誓約します。

(記入例)

公共用物等の使用届出書

※日付は記入しないでください。

令和 年 月 日

(宛 先) 小 牧 市 長

建築主の住所・氏名

住 所 小牧市大字〇〇 × × × 番地

氏 名 区画 太郎

〔 名称及び
代表者氏名 〕 ← 法人の場合、記入

電 話 (× × × ×) × × - × × × ×

下記のとおり公共用物等を使用しますので届けます。

記

公共用物等の種類	区画道 × - × × 号 水路 その他 ()
目 的	生活汚水の放流 (浄化槽排水)
場 所	小牧 〇〇 土地区画整理 × × 街区 × × 画地
数 量	V U φ 100 1 箇所 放流管の種類・直径・数量を記入
建築物等の種類	住居 事務所 工場 倉庫 その他 ()
使用開始予定日	令和 4 年 2 月 10 日
添 付 図 書	1 付近見取図 都市計画図 (1 / 2500) 住宅地図等でも良い 2 平面図 (配置図) 3 仮換地(ブロック)図 4 横断面図 沈殿槽の構造については別紙構造図参照 5 関係区長への報告書 別紙様式に記入の上添付のこと 誓約書

備考

- 1 平面図は、建物から排水先までの公共用物等の関係を明示できるよう記載すること。
- 2 横断面図は、排水先の公共用物等が明示できるよう記載すること。
- 3 提出部数は、2 部とする。

記入例

関係区長への報告経過書

生活汚水の放流について、下記のとおり説明しましたので報告します。

記	
説明年月日	令和 3 年 9 月 20 日
関係区長名	〇〇 区長 外山 外太郎 ※区長印は不要
説明者 代理人でもよい	住所 小牧市大字〇〇 ×××番地
	氏名(署名または記名押印) 小牧 次郎
関係区長からの 要望事項等	
	何か要望事項があった場合、記入

誓 約 書

令和 3 年 10 月 1 日

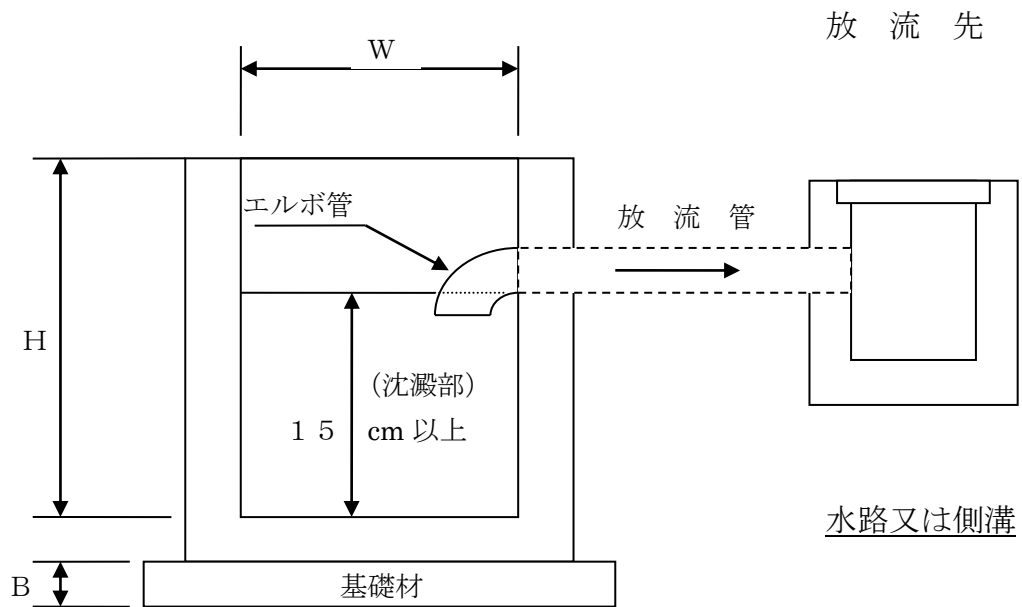
(宛先) 小 牧 市 長

	※ <u>建築主</u> の住所・氏名
住所	小牧市大字〇〇 ×××番地
氏 名	区画 太郎
〔 名 称 及 び 〕	
代表者氏名	←法人の場合、記入
(署名または記名押印) 法人の印は代表者印	

このたび住宅等の建設にあたり、小牧市所管の公共用物等へ放流しますが、これがため隣地はもとより下流域に紛争問題が生じたときは、私の責任において解決をなし、絶対にご迷惑をおかけしないことを誓約します。

なお、公共下水道が整備された折には、ただちにこの施設に接続する旨あわせて誓約します。

沈 殿 枳 構 造 図



沈 殿 枳

単位：センチメートル

	浄化槽の種類	適用人槽	枳の内寸法 (W)	形状
1 号枳	単独浄化槽	1 0 人槽まで	3 0 以上	円 形 又は角形
	合併浄化槽	すべて		
2 号枳	単独浄化槽	3 0 人槽まで	4 5 以上	
3 号枳	単独浄化槽	3 0 人槽以上	6 0 以上	

- 1 H、B 及び枳の厚みについては、地形的状況に合わせた寸法にて施工すること。
- 2 枳の内寸法は、円形の場合は内径寸法とし、角形の場合は内のり寸法とする。
- 3 円形又は角形によりがたい場合は、沈殿部の容積が上記の円形の場合の容積以上で、かつ、沈殿部の高さは 1.5 センチメートル以上とすること。
- 4 基礎材の材料等は、碎石又はコンクリートとすること。
- 5 沈殿枳には、エルボ管を取り付けること。